平成２４年（フ）第１２５５５号
東京都江東区木場３丁目10―１―405
債務者　猪野加奈絵
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５６号
東京都足立区六木３丁目39―５―1009
債務者　広瀬　朋美
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５５９号
東京都江戸川区北篠崎２丁目３―14―103
債務者　藤井　直美（旧姓吉良）
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５６１号
東京都江戸川区東小岩３丁目８―７　第１杉浦荘101
債務者　佐々木廣明
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２５６３号
東京都府中市府中町１丁目12―１―501
債務者　星野ゆかり
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１８１５号
横浜市港南区下永谷３丁目24番２号　中永谷ハイム６―101
債務者　河島　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９０７号
横浜市旭区若葉台３丁目２番1407号
債務者　横川　　穣
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１３２号
横浜市神奈川区六角橋２丁目８番14号　カーサM103号
債務者　小田島和也
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５４号
静岡県牧之原市勝俣2454番地
債務者　柴　　敏則
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５７号
栃木県鹿沼市口粟野1723番地２
債務者　木下　隆男
1　決定年月日時　平成24年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６６号
栃木県芳賀郡芳賀町大字芳志戸625番地
債務者　髙橋　良幸
1　決定年月日時　平成24年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５８５号
栃木県日光市今市638番地
債務者　吉尾　伸子
1　決定年月日時　平成24年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６２号
栃木県那須塩原市下永田６丁目４番地625
債務者　岐土　　実
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６３号
栃木県那須塩原市下永田６丁目４番地625
債務者　岐土三枝子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第５９６号
栃木県大田原市桧木沢1304番地
債務者　石川　春夫
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第６１８号
栃木県栃木市大平町富田388番地15
債務者　淺見幸加枝
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係